

鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域で畑作物の産地形成に向けた取組を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）と補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。

以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(補助対象とする事業期間)

第7条 別表の第1欄の1の事業の対象は、畑地化促進事業実施要領（令和4年12月27日付4農産第3482号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）第5の1に規定する都道府県（年度別）促進計画が指す年度の4月1日から3月31日までにかかった経費とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から20日以内に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率及び補助上限額	5 重要な変更
産地づくりに向けた体制構築支援	農業再生協議会	畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、畑地化（対象農地を水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の1に規定する水田活用の直接支払交付金をいう。）の交付対象水田から除外することをいう。）やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打ち合わせ等）に要する経費（国実施要領別表1の要件を満たすものに限る。）	10／10 1 協議会当たり300万円を上限とする。（ただし、国の予算の範囲内とする。）	1 本補助金の増額及び3割を超える減額 2 補助事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の変更
土地改良区決済金等支援	農業再生協議会	高収益作物やその他の畑作物の導入・定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用（土地改良法（昭和24年法律第195号）第42条第2項の規定による決済金等をいい、国実施要領別表2の要件を満たすものに限る。）	10／10 10アール当たり25万円を上限とする（ただし、国の予算の範囲内とする。）	1 本補助金の増額及び3割を超える減額 2 補助事業の中止又は廃止 3 事業実施主体の変更

様式第1号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

*承認された国実施要領第5に定める地域促進計画（様式第2号の2）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事業 に要した経費） （A）＋（B）	負 担 区 分		備 考
		市 費 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

- 6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）
※補助事業者が該当するいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(交付申請時)

- (1) 経費の詳細がわかる資料
- (2) 具体的な取組内容がわかる資料（計画書等）

(実績報告時)

- (1) 経費が確認できる資料
- (2) 事業の成果
- (3) 写真

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった 年度鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取市産地づくりに向けた畑地化促進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第2号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費 の内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法